

地震発生時の応急業務整理表(京都府庁地震業務継続マニュアル)

番号	期限	区分	応急対策業務	具体の業務	業務開始目標時間							担当部署
					1時間	3時間	2時間	1日	3日	1週間	2週間	
1	① 初動体制の確立	① 職員の確保	○主要職員・各部署へ緊急参集の連絡	★	→							危機管理監 各部署
2			○職員の安否確認		★	→	→	→				職員長G 各部署
3			○職員の参集状況把握		★	→	→	→				職員長G 各部署
4			○職員の動員体制構築(優先業務への応援態勢)		★	→	→	→	→	→		危機管理監 職員長G
5			○従事職員の健康管理(飲料水、食料の確保含む)		★	→	→	→	→	→		危機管理監 職員長G 各部署
6		② 体制の確立	○災害対策本部の設置・運営(本部会議等の開催含む)	★	→	→	→	→	→	→		危機管理監 各部署
7			○災害対策支部の設置・運営(支部会議等の開催含む)	★	→	→	→	→	→	→		各広域振興局
8			○必要に応じ現地対策本部の設置		★	→	→	→	→	→		本部事務局
9			○本部事務局を福利厚生棟に設置・運営		★	→	→	→	→	→		
10		③ 通信の確保	○防災行政無線等の機能確保	★	→	→	→					本部事務局
11			○NTT回線等の機能確保	★	→	→	→	→				総務部
12		④ 情報システムの確保	○行政支援システムの機能確保	★	→	→	→					政策企画部
13			○重要継続業務(パスポート発給等)関連システムの機能確保			★	→					関係部署
14		⑤ 庁舎等の被災状況調査	○庁舎本体の被災状況調査	★	→	→						総務部
15			○電気、ガス、水道、エレベーター等設備の被害状況調査	★	→	→						
16			○各執務室の被害状況調査	★	→	→						各部署
17			○被災庁舎の安全確保措置 ○執務室の後かたづけ			★	→	→	→			

番号	期限	区分	応急対策業務	具体の業務	業務開始目標時間						担当当事	
					1時間	3時間	2時間	1日	3日	1週間		2週間
18	3 時 間 以 内	⑥庁舎の機能確保		○庁舎内の負傷者の救護 ○エレベーター閉込めへの対応	★	→	→					職員長G 各部署
19				○被災設備の応急復旧		★	→	→				総務部
20				○停電、断水等への対応 ○仮設トイレの確保		★	→	→				
21		②被災状況の把握	①被害状況の収集・整理	○市町村、消防、防災機関等から被害状況を収集	★ 概括	→	→	→	→	→	→	本部事務局 各部署
22				○府重要施設(災害拠点施設、道路、河川、医療機関、福祉施設等)の被災状況調査	★ 概括	→	→	→	→			重要施設所 管部署
23			②上空からの被災状況調査(孤立集落等の発生含む)	○府警ヘリによる上空偵察	★	→	→	→				府警本部
24				○京都市消防局、海上保安庁、自衛隊等へヘリ出動要請		★	→	→				本部事務局
25			③被害状況の整理	○対策本部会議資料の作成 ○広報発表資料の作成	★	→	→	→	→	→	→	本部事務局 関係部署
26			④被害状況の伝達	○消防庁、府内防災機関、近畿応援主管府県へ情報伝達		★	→	→	→	→	→	本部事務局 関係部署
27			⑤広報等	○報道発表 ○府HP、広報媒体等	★	→	→	→	→	→	→	本部事務局 知事室長G
28	③府内機関との連携	①市町村、消防本部	○被災市町村等との連絡調整、支援 ○その他市町村へ応援等を要請		★	→	→	→	→	→	本部事務局 関係部署	
29			②防災機関	○的確な災害対応の要請 ○被災状況等の情報共有		★	→	→	→	→		→
30			③府災害ボラセン ター、応援協定締結 機関	○協定等に基づき救助犬の出動要請 ○被災状況等の情報提供 ○必要に応じ応援要請		★	→	→	→	→		→
31	④広域応援要請	①国への応援要請	○国対策本部へ応援要請	★	→	→	→	→			本部事務局	
32			○消防庁へ緊急消防援助隊の派遣要請	★	→	→	→	→			本部事務局	
33			○警察庁へ広域緊急援助隊の派遣要請	★	→	→	→	→			府警察本部	
34			○自衛隊への災害派遣要請 ○府庁内に連絡所を設置	★							本部事務局	
35			○国土交通省へテックフォースの派遣要請		★	→	→	→	→	→	本部事務局 建設交通部	

番号	期限	区分	応急対策業務	具体の業務	業務開始目標時間							担当部		
					1時間	3時間	2時間	1日	3日	1週間	2週間			
36			②近畿府県等への応援要請	○応援主管府県へ応援要請		★	→	→	→				本部事務局	
37		⑤医療体制の確保	①医療機関へ負傷者受入要請	○緊急医療情報システムの災害モード切替等	★	→	→	→	→	→			健康福祉部	
38			②医療救護班の編成	○府救護班の編成 ○日赤、医師会等への要請 ○看護/助産師協会等へ応援要請		★	→	→	→	→				
39			③医療チームの派遣要請	○厚生労働省へDMATの派遣要請		★	→	→	→	→				
40			④医薬品等の確保	○業者からの医薬品、衛生材料等の調達 ○府医薬品卸業協会等への供給要請		★	→	→	→	→				
41			⑤輸血用血液の確保	○日赤血液センターへの供給要請		★	→	→	→	→				
42		⑥応急対策	①緊急情報の伝達	○津波警報等の緊急放送をNHK、KBS、FM京都へ要請	★								危機管理監	
43			②水防活動	○津波、浸水対策 ○地滑りの避難指示等	★	→	→	→					建設交通部 農林水産部	
44			③府立学校の安全確保	○児童生徒の安全確認 ○施設被害状況調査 ○保護者等への引き渡し		★	→	→	→	→	→		教育部	
45			④私立学校の安全確保	○同上		★	→	→	→	→	→		文化環境部	
46			⑤被災者救出等の応急措置	○被災地における応急措置	★	→	→	→	→	→			府警本部	
47		⑦対応体制の強化	⑥職員の動員体制の維持・強化	○本部要員のシフト管理 ○本部要員の衣食住等に関する活動支援			★	→	→	→	→		本部事務局 職員長G	
48			①支援等について国と調整	○国対策本部との対応協議 ○国現地対策本部の設置調整			★	→	→	→	→		本部事務局	
49			②被害状況の把握・整理体制の強化		○被災市町村と対応協議 ○被災市町村の対策本部へ府職員を派遣(非常時専任職員)			★	→	→	→	→		本部事務局 支部
50					○地図作製班の編成し、被災状況等をGISで整理・分析			★	→	→	→	→		本部事務局
51					○対応記録、文書等の整理			★	→	→	→	→		本部事務局
52			③各種対策の強化	○個別対象事案の処理班の編成(IC S、プロジェクトチーム等)			★	→	→	→	→		本部事務局	
53		④府民相談窓口の設置	○本部事務局に電話相談窓口を設置			★	→	→	→	→		本部事務局 府民生活部		

番号	期限	区分	応急対策業務	具体の業務	業務開始目標時間						担当部		
					1時間	3時間	2時間	1日	3日	1週間		2週間	
54	1	⑧ 医療体制の確保	①救護所の設置支援	○府内医療機関の状況把握 ○救護班の編成・派遣調整			★	→	→	→	→	健康福祉部	
55			②被災医療機関への支援	○給水車、電源車等の斡旋 ○応急復旧支援			★	→	→	→	→	健康福祉部 本部事務局	
56			③府内医療機関との連携調整	○広域的な医療救護班の派遣 ○医薬品等の搬送 ○重症・重篤患者の受入の調整			★	→	→	→	→	健康福祉部	
57			④国及び隣接府県に対する要請	○医療救護班の派遣 ○傷病者の受入れ ○難病患者等の医療支援			★	→	→	→	→	健康福祉部	
58			⑤重症者等の後方搬送	○関係機関へヘリ、救急車等の出動要請			★	→	→	→	→	健康福祉部 本部事務局	
59		⑨ 災害時要配慮者等 応急対策	①要配慮者(高齢者、 身体障害者)対策	○要配慮者の被災状況の把握 ○要配慮者施設の被災状況把握			★	→	→	→	→	健康福祉部	
60				○被災した要配慮者施設の応急復旧等の支援 ○被災要配慮者等への情報提供 ○被災要配慮者等のニーズ把握					★	→	→	→	健康福祉部
61				○要配慮者等用の物資の調達 ○ホームヘルパーの派遣 ○施設への緊急入所等必要な措置					★	→	→	→	健康福祉部
62			②被災した保護を要する 児童対策	○要保護児童の発見と実態把握 ○一時保護等必要な措置 ○被災児童のメンタルヘルスケア					★	→	→	→	健康福祉部
63				○育児関連用品の供給状況、利用可能な児童福祉サービスの状況等についての情報提供					★	→	→	→	健康福祉部
64	③生活保護世帯対策		○被災状況調査 ○必要な措置実施					★	→	→	→		
65	④被災した外国人対策		○被災外国人の把握 ○外国語による情報提供 ○外国語による相談窓口の設置 ○在外公館等との連絡調整					★	→	→	→	知事室長G	
66	⑩ 災害救助法	①災害救助法の適用	○市町村からの災害救助法適用申請の受理 ○災害救助法の適否の判断(府対策本部会議) ○申請市町村に法適用を通知 ○厚生労働大臣に報告 ○告示			★	→	→	→	→	健康福祉部		
67	⑪ 避難支援体制の 確立	①避難所への支援対策	○市町村の避難対策の実施状況把握及び必要な連絡調整・指導 ○避難所の開設状況の把握 ○府立の避難所開設			★	→	→	→	→	健康福祉部 施設所管部 局		
68		②食料供給	○備蓄物資の提供 ○政府備蓄米の供出要請 ○協定締結団体等へ供給要請				★	→	→	→	健康福祉部 農林水産部 府民生活部		
69		③生活必需品の供給	○備蓄物資の提供 ○協定締結団体等へ供給要請等の調達、斡旋			★	→	→	→	→	健康福祉部 府民生活部		
70		④燃料等の確保	○都市ガスの復旧 ○LPガス及び器具の調達を府エルピーガス協会へ要請				★	→	→	→	本部事務局		

番号	期限	区分	応急対策業務	具体の業務	業務開始目標時間						担当部		
					1時間	3時間	2時間	1日	3日	1週間		2週間	
71	日 以 内	⑫ 緊急輸送体制の確保	①緊急輸送路の確保	○府管理の緊急輸送路の被害状況調査 ○他の道路管理者の緊急輸送路の状況の情報収集 ○緊急輸送路の啓開(自衛隊、協定締結団体等への要請) ○緊急輸送路の指定		★	→	→	→	→	→	建設交通部 (本部事務局) 府警察本部	
72			②交通規制	○被災地における交通規制 ○府管理道路の交通規制		★	→	→	→	→	→	府警察本部 建設交通部	
73			③公共交通機関の確保	○公共交通機関の被災状況の情報収集・情報提供 ○バス協会への応援要請	★	→	→	→	→	→	→	建設交通部	
74			④緊急通行車両	○緊急通行車両の確認 ○緊急通行車両標章の発行			★	→	→	→	→	→	府警察本部 本部事務局
75			⑤救援物資の輸送体制の確保	○トラック協会への応援要請			★	→	→	→	→	→	建設交通部 本部事務局
76	⑬ 受援体制の確保	①各応援機関の活動調整	○進出経路、活動拠点の調整(府広域防災拠点の提供等) ○ヘリ臨時着陸場の調整 ○対策本部事務局等に各応援機関から連絡員等を受入れ ○活動内容等の調整			★	→	→	→	→	→	本部事務局	
77		②緊急消防援助隊	○消防活動調整本部、作戦統括部の設置 ○活動調整			★	→	→	→	→	→	本部事務局	
78		③自衛隊	○自衛隊の指揮所等との連携 ○派遣部隊の誘導 ○自衛隊作業計画を策定・調整			★	→	→	→	→	→	本部事務局 支部	
79	⑭ 被害拡大防止等	①火薬類、毒・劇物等の応急対策	○火薬類、毒・劇物等の保管施設の被災状況調査 ○被災事業所に対し必要な対策実施の指示等			★	→	→	→	→	→	府民生活部 健康福祉部 府警察本部	
80		②府有施設の安全確保	○道路、橋梁等の点検・整備状況の情報収集 ○河川、砂防、海岸、治山施設の点検整備 ○府立施設の危険度判定			★	→	→	→	→	→	建設交通部 施設所管部局	
81		③建物(住宅等)の応急危険度判定	○被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士等の派遣			★	→	→	→	→	→	建設交通部	
82		④孤立集落対策	○府管理道路の被災に係る情報収集 ○孤立集落の把握 ○ヘリ等による救出活動 ○生活道路の啓開等			★	→	→	→	→	→	本部事務局 建設交通部	
83		⑤山崩れ、急傾斜等の危険個所対策	○危険個所の状況調査 ○応急措置			★	→	→	→	→	→	農林水産部 建設交通部	
84		⑥農業用ダム、農業用ため池の安全確保	○異常の有無の報告及び被害拡大の防止 ○ため池データの提供				★	→	→	→	→	農林水産部	
85	⑮ 環境維持	①大気汚染・水質汚濁対策	○大気汚染モニタリング ○水質汚濁モニタリング ○被災事業所に対する必要な対策実施の要請			★	→	→	→	→	→	文化環境部	
86	⑯ 被災	①府管理施設の被災状況調査	○本庁舎、総合庁舎、避難所、文教施設、上水道施設、下水道施設等			★	→	→	→	→	→	総務部 施設所管部局	

番号	期限	区分	応急対策業務	具体の業務	業務開始目標時間								担当部
					1時間	3時間	2時間	1日	3日	1週間	2週間		
87	3 日 以 内	施設 応急 復旧	②関連施設の被災状況調査	○文化財 ○ライフライン施設 ○産業関連施設			★	→	→	→	→	施設所管部 局	
88			③応急復旧計画の策定	○府管理道路、河川、本庁舎、総合庁舎、避難所、文教施設、上水道施設、下水道施設等				★	→	→	→		
89		⑰ 応急 給水	①防災上重要な施設への応急給水	○市町村の要請に基づき、給水車の配車調整			★	→	→	→	→	文化環境部	
90			②被災地への給水	○応急給水に係る広域的な支援の要請及び支援活動調整 ○飲料水の支援			★	→	→	→	→	文化環境部 健康福祉部	
91		難⑩ 者帰 宅困 策	①帰宅困難者対策	○公共交通機関等の運航状況の情報提供 ○隣接府県への受け入れ要請 ○観光客対策				★	→	→	→	本部事務局 商工労働観 光部 建設交通部	
92		⑱ 死 体 捜 索 ・ 埋 葬	①他の火葬場の斡旋	○他の市町村や他府県への応援の要請				★	→	→		健康福祉部	
93			②検死の実施	○広域的な検死医の応援態勢の構築			★	→	→	→	府警察本部		
94			③被災遺体の身元確認	○被災遺体の身元確認			★	→	→	→			
95			④協定締結団体への要請	○遺体の搬送(霊柩車協会) ○棺桶、ドライアイス等の提供(葬祭業協会等)			★	→	→	→	健康福祉部 本部事務局		
96		準⑭ 方決 定の 考 え 基 礎	①休校基準の考え方決定	○休校基準を各学校等に提示				★	→	→	→	教育委員会	
97		品⑮ 決の 取 扱 金	①義援金品の取扱決定	○義援金品の取扱決定 ○義援金品の広報				★	→	→	→	健康福祉部 本部事務局	
98		⑳ 被 災 地 へ の 支 援	①被災地の健康管理	○被災者の健康状態の調査 ○検病調査の実施					★	→	→	健康福祉部	
99			②保健指導、健康相談、メンタルヘルスケア	○被災地への府保健師派遣 ○保健師会等への要請 ○他の自治体及び厚生労働省に対する保健師等の派遣要請					★	→	→	健康福祉部	
100			③避難所への食糧調達支援	○被災地外の食品関係業者、給食施設の実態の把握 ○応急食料の配付等の状況調査					★	→	→	健康福祉部	
101	○協定締結団体へ調達要請							★	→	→	府民生活部 健康福祉部		
102	④応急教育の実施		○小中学校、高校、私立学校の応急教育の実施					★	→	→	教育委員会 文化環境部		
103	⑤被災地での治安維持		○被災地での犯罪予防 ○災害地での警戒警ら					★	→	→	府警察本部		
104	⑥ボランティア活動支援	○府災害ボランティアセンターとの連絡調整 ○ボランティア活動の内容、必要人員、活動拠点等についての情報提供					★	→	→	健康福祉部			

番号	期限	区分	応急対策業務	具体の業務	業務開始目標時間						担当部			
					1時間	3時間	2時間	1日	3日	1週間		2週間		
105	1週間以内	㉓ 市町村支援	①市町村等からの要請に基づく人員の派遣措置	○府職員の派遣 ○被災していない府内市町村職員の斡旋 ○他府県職員(市町村職員含む)の派遣斡旋					★	→	→	職員部 総務部 本部事務局等		
106			②水道施設の応急復旧支援	○広域的な支援要請 ○支援活動の調整					★	→	→	文化環境部		
107			③廃棄物処理(災害がれき含む)	○ゴミ処理及び災害廃棄物処理の助言・情報提供 ○市町村間調整 ○広域的な支援要請						★	→	→	文化環境部	
108			④し尿処理	○し尿処理の助言・情報提供 ○仮設トイレの斡旋 ○市町村間調整 ○広域的な支援要請						★	→	→	文化環境部	
109		㉔ 住宅対策	①公営住宅の空き住宅への優先入居等の措置	○府営住宅の優先入居措置 ○他の市町村営住宅の入居調整						★	→	→	建設交通部	
110			②民間賃貸住宅の空き住宅への入居斡旋	○府宅地建物取引業協会への応援要請						★	→	→	建設交通部	
111			③仮設住宅の建設	○建設用地の選定 ○建設計画策定 ○プレハブ住宅協会等への応援要請 ○建設着手						★	→	→	建設交通部	
112		1週間以内	生㉕ 被災者支援	①被災者生活再建支援	○被災者生活再建支援法の適用 ○見舞金・弔慰金の支給						★	→	府民生活部 健康福祉部	
113			品㉖ 等義援金の調整	①義援金品等の調整	○義援金品の受け付け ○義援金品の保管						★	→	→	健康福祉部 会計管理者
114			済㉗ 動物救済	①動物救済対策	○獣医師会等への応援要請 ○動物に係る相談 ○動物の保護 ○危険動物の管理						★	→	→	健康福祉部 農林水産部
115			㉘ 被災地対策	①栄養指導等	○栄養士会への要請 ○他の自治体及び厚生労働省に管理栄養士・栄養士の派遣要請							★	→	健康福祉部
116				②食品衛生対策	関係機関に対する安全な食品の供給指導							★	→	健康福祉部
117	③住宅の建設及び修理のための資材の確保についての斡旋			○住宅が半壊(焼)し、自らの資力により、応急修理ができない者の受付等							★	→	建設交通部	
118	④義援金品の配分			○義援金配分委員会の設置 ○配分方法の決定							★	→	健康福祉部	
119	㉙ 教育再開		①応急教育の開始	○応急教育計画の策定 ○児童・生徒、保護者への周知徹底 ○応急教育の開始 ○スクールカウンセラーの設置							★	→	教育部 (文化環境部)	
120			②給食の実施								★	→		
121		③教科書・学用品の調達	○教材実費、文房具、通学用品等(災害救助法)							★	→			

番号	期限	区分	応急対策業務	具体の業務	業務開始目標時間						担当部		
					1時間	3時間	2時間	1日	3日	1週間		2週間	
122	2週間以内	③⑩ 被災地での産業支援	①被災地での産業支援	○産業分野の被災状況の調査 ○相談窓口の設置						★	→	商工労働観光部 農林水産部	
123		③⑪ 被災者支援対策	①罹災証明発行支援	○罹災証明書の発行支援						★	→	健康福祉部	
124			②被災者の生活再建支援金等	○母子寡婦福祉資金貸付金 ○災害弔慰金 ○災害援護貸付金						★	→	健康福祉部	
125		③⑫ 被災者支援対策	①被災者等への税の減免措置	○検討着手・実施						★	→	総務部	
126			②住家被害の認定調査支援	○職員の派遣 ○近畿府県等への応援要請						★	→	建設交通部	
127		③⑬ 復旧・復興計画の策定	①復旧・復興計画の策定	○本格復旧、復興に向けた国との調整 ○計画策定の着手							★		対策本部
128		③⑭ 教育の再開	①教職員の確保対策	○教職員の確保対策							★		教育部
129			②児童生徒の転入学措置	○児童生徒の転入学措置							★		教育部
130			③授業料の減免	○授業料の減免							★		教育部
131			③⑮ 倒壊建物等の撤去	①倒壊建物等の撤去	○解体業の協会等への協力要請 ○撤去費の支援						★		対策本部
132		③⑯ 産業支援	①商工、観光業関係	○相談窓口の設置 ○復興金融措置の検討						★		商工労働観光部	
133	1箇月以内	③⑰ 産業支援	①農林漁業関係	○相談窓口の設置 ○復興金融措置の検討・実施						★		農林水産部	
134			②復旧資機材の調達・斡旋							★		商工労働観光部 農林水産部	
135		③⑱ 復旧・復興計画の策定	③⑱ 復旧・復興計画の策定	○災害復旧・復興計画の策定 ○災害査定等の受 ○上記計画等に基づき各種措置の実施								対策本部	
その他行政機能の回復													